第十条　輸出令別表第二の三第二号トに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　［略］

五　第十一条に該当する端末インターフェース装置を組み込んだ装置

六～七　［略］

第十一条・第十二条　［略］

第十三条　輸出令別表第二の三第二号ヌに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、第十一条に該当する通信装置用の光ファイバーの材料として設計したガラスその他の材料のプリフォームとする。

第十四条～第二十三条　［略］

第二十四条　輸出令別表第二の三第二号ナに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、第十九条に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品であって、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

第二十五条　［略］

第二十六条　輸出令別表第二の三第二号ムに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　第十八条第二号に該当する光ファイバーのプリフォームであって、ふっ化物の純度が九九・九九九パーセント以上のもの

第二十七条～第七十五条　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

第七条　輸出令別表第二の三第二号トに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　［略］

五　第八条に該当する端末インターフェース装置を組み込んだ装置

六～七　［略］

第八条・第九条　［略］

第十条　輸出令別表第二の三第二号ヌに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、第八条に該当する通信装置用の光ファイバーの材料として設計したガラスその他の材料のプリフォームとする。

第十一条～第二十条　［略］

第二十一条　輸出令別表第二の三第二号ナに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、第十六条に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品であって、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

第二十二条　［略］

第二十三条　輸出令別表第二の三第二号ムに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　第十五条第二号に該当する光ファイバーのプリフォームであって、ふっ化物の純度が九九・九九九パーセント以上のもの

第二十四条～第七十二条　［略］

附　則

この省令は、令和四年十月七日から施行する。